様式第１号（第４条関係）

東洋町長　 様

住 所

　 氏 名　 　 　　　　　　　　　　　　　印

 電話番号

空き家バンク登録申込書

 東洋町空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で、同要綱第４条第１項

の規定により、空き家バンクへ登録を申し込みます。

１ 契約交渉については、次の方法を選択します。

 ※いずれかの（ ）内に○を記入してください。

 （ ）直接型

 契約交渉に関わるすべてについて、空き家登録者と利用登録者の両者間で責任

をもって行います。

 （ ）間接型

 契約交渉に関わるすべてについて、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会ま

たは、社団法人全日本不動産協会高知県本部へ媒介を依頼します。併せて、同

協会へ情報の提供を承諾します。

２ 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第２号）に記載のとおりです。

３ 家屋情報等の確認のため、町の税情報の使用を認めます。

注(1) 東洋町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「空き家登録者」と「利用登録者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。また、登録する物件についての各種法令等の適合状況については、「空き家登録者」と「利用登録者」間で確認していただきます。なお、公益社団法人高知県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会高知県本部へ依頼する際の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第４６条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

 (2) 東洋町個人情報保護条例（平成17年条例第2号）の規定の趣旨に基づき、申し込みされた個人情報は「利

用登録者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。